

昭和五十九年政令第二百二十一号

弁護士法第五条第一号の機関を定める政令
内閣は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

弁護士法第五条第一号の政令で定める機関は、法務総合研究所とする。

附 則

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 （平成一六年二月四日政令第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年三月三十一日政令第九二号）

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。